

## 地震本部の成果活用等に関する課題と対応について（案）

地震本部は、阪神・淡路大震災を機に設立されて以降、この 20 年の間に、海溝型地震や活断層で発生する地震の長期評価、強震動評価等のほか、様々な調査観測や研究を実施し、これらの成果が社会の防災力の向上につながるよう努めてきた。今後は、これらの成果が社会においてさらに効果的に活用されるよう、関係省庁や研究機関、民間企業等（以下、「関係機関等」という。）との連携を強化するなど、一層の取組の充実を図る。

### 1. 課題と対応

平成 27 年に開催された 20 周年特別シンポジウム（6 月 23 日）や、第 49 回政策委員会（8 月 24 日）等を踏まえて、特に以下の 3 点について、速やかに取り組む必要がある。

#### （1）データ公開・提供

地震本部が持っている様々なデータの関係機関等における活用の利便性を向上し、さらなる活用を促進するため、保有データを整理するとともに、既に公開されているデータの他、公開可能なデータについては順次公開していく。

- ・データを適時適切に提供することは、特に防災対策に直結する工学分野を中心として活用が期待される。
- ・地震本部以外の機関における検討等でも、これまで以上に地震本部の成果の活用が期待される。

詳細は「資料 総 5 5 - ( 2 ) - 」を参照。

#### （2）地震調査委員会における当面の公表予定の公開

これまでも、地震調査委員会の活動状況の概要については政策委員会等において説明がなされてきたが、関係機関等における防災対策や研究への効果的な活用のため、今後は、地震調査委員会の公表予定についても、地震調査研究や防災に携わる者を中心に広く共有していく。

- ・地震調査委員会と政策委員会の連携を図りながら、見直しをもって計画的な議論を行えるようになることが期待される。
- ・地震本部の成果のユーザーと考えられる、研究者、技術者、防災担当者等も、地震調査委員会の公表予定を知ることによって、将来の調査研究や防災計画立案等のスケジュールを立てやすくなることが期待される

詳細は「資料 総 5 5 - ( 2 ) - 」を参照。

### (3) 地震本部に対する関係機関等のニーズの把握

これまで、「新たな地震調査研究の推進について」(新総合基本施策)の策定・改訂時には、関係省庁、研究機関、地方公共団体、民間企業、学協会から地震調査研究の進捗や活用状況、今後の方向性等に関するヒアリングを実施し、ヒアリング結果を踏まえた策定等を行ってきた。また、地震本部では毎年、地震調査研究成果の効果的な普及展開方策についてヒアリング・アンケート調査を行っており、国民、地方公共団体、民間企業・法人のニーズを把握している。

しかし、社会で求められている成果を継続的に生み出すためには、時宜を得たニーズを把握し、地震調査委員会での審議内容等に生かす必要がある。

- ・連携の充実が見込まれる関係省庁にヒアリングを実施するなどして、関係省庁の施策への地震本部の成果活用可能性等を把握し、それを踏まえた調査研究や地震に関する評価等を行うことで、効果的かつ効率的な施策の推進が期待される。
- ・民間企業等のニーズ等を把握し、企業活動に活用しやすい形でデータや評価を提供することで、地震本部の成果がより社会に浸透することが期待される。その際、例えば、国が公表するデータや評価を活用することでより説明力が増したり、民間企業等のデータや成果と国のデータや評価を組み合わせることで、さらに新しい成果が生み出されたりする可能性がある。

これらの取組を実施するとともに、広報活動を行い、地震本部の成果の活用を促す必要がある。

- ・地震本部の活動状況や最新の成果の発信、自治体固有の防災対策への貢献に関する意見交換等を全都道府県で実施するなど、継続的な活動を行うことで、社会への貢献の拡大や自治体からの信頼の確保等が期待される。
- ・教育現場で成果を活用してもらうことで、広報活動が継続して取り組みやすくなることが期待される。

## 2. 検討スケジュール

本件については、以下のスケジュールにて検討を行う予定。

1月22日	第55回	総合部会
3月2日	第50回	政策委員会
3月11日	第56回	総合部会
8月下旬頃	第51回	政策委員会

なお、上記1.(1)～(3)については、検討と並行して、着手可能な取組から順次実施予定。